

2017年度

運輸安全報告書



掛川バスサービス株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況・・・・・・・・ P 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計・・・・・・・・ P 4
(総件数および類型別の事故件数)
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統・・・・・・・・ P 4
5. 輸送の安全に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
6. 輸送の安全に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画・・・・・・・・ P 6
9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容・・・・ P 7
10. 事故、災害等に関する報告連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
11. 安全統括管理者、安全管理規程・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8



【運行前（日常）点検研修】



【バス乗り方教室】



【防災訓練】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 規則を遵守し安全・安心な輸送を提供します。
2. 常に安全を最優先で取組みます。
3. 安全・安心の維持・向上に努めます

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

2017年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

目標	達成状況
<u>重大事故等の撲滅</u>	
・重大事故：0件	○ 発生件数：0件
・車内事故：0件	○ 発生件数：0件
・苦情：4件以内	○ 発生件数：2件

(○:達成 ×:未達成)

【年間目標】

- ・重大、人身事故防止
- ・後退時の事故防止

《春季》

新入生・学童注意、スクールゾーンの走行注意

《梅雨》

梅雨・降雨走行注意、山間地の路肩注意

《夏季》

夏休み学童・自転車注意、豪雨時の走行注意

《秋季》

薄暮れ時横断歩道の歩行者・自転車確認呼称

《冬季》

発車時の着席・車内確認、後退時のバックテレビ確認呼称



3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2017年4月1日から2018年3月31日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

事故総件数 0件

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

(別紙1)『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する基本的な方針に基づいて、重点的に実施した施策は次のとおりであります。

- ① 運行管理者、補助者及び運転士への安全意識を高めるための教育指導
8月、11月、3月 助役会議
- ② 厳正な点呼業務の執行と法令遵守指導
ながら点呼の厳禁、出庫点呼時分の厳守、未確認通過の防止を指導する。
- ③ 全運転士へのドライブレコーダー映像による教育指導
6月 18人 駅前事故事案・駅構内の横断歩道通過のヒヤリハット事案。終了時の車内確認の徹底について。
- ④ 重大事故発生に伴う再発防止対策実施
発車時車内確認不足による車内事故の再発防止策として、バス停発車時は着席確認後、「発車します」の呼称実施。
- ⑤ アルコール測定値異常者の撲滅、全従業員が飲酒運転撲滅宣言書を提出。
- ⑥ 脳疾患起因による事故防止策として、高齢運転士を中心に脳ドック11名を受診。
- ⑦ 血圧治療継続者、再検査者の血圧測定による健康確認
定期健康診断での血圧再検査者及び血圧治療継続者は出勤時に血圧測定を実施し健康確認
- ⑧ 通院継続者に対する健康管理指導
毎月、通院による健康管理指導票と服用する薬を提出させ健康保持管理の徹底を図る。
また、2017年11月～2018年3月間、インフルエンザ対策として予防接種、マスク着用と手洗い、うがいの励行を行いました。
- ⑨ 運輸安全マネジメント体制のチェックとレベルアップによる内部監査の実施
2017年9月25日 フォローアップ監査実施「秋葉バスサービス(株)」
2018年2月22日 当年度内部監査として、「秋葉バスサービス(株)」によるクロスチェック監査を実施。

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に則って、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

① 教育、指導

- ・外部機関による旅客自動車ドライバー安全運転研修 乗合2日コース（運転士）
10月3・4日 2名 自動車安全運転センター安全運転中央研修所参加
- ・外部委託による日常点検研修（運転士）
11月28日～12月21日 19名（全運転士）しずてつジャストライン掛川工場参加
- ・外部機関による事故防止・法令関係教育（運行管理者）
9月13日 2名、10月25日 1名 NASV運行管理者講習参加
1月15日～17日 2名 NASV運行管理者基礎講習参加
- ・ドライブレコーダー映像による事故防止教育（運転士）
6月15日～6月30日 事故事案教育実施
- ・飲酒運転撲滅に関する啓蒙・指導（達示、個人面接）
12月 飲酒運転撲滅宣言提出（全社員）
- ・自社・他社・国交省発信事故情報の周知
- ・健康管理指導票の提出・確認（毎月）

② 監査指導

- ・乗務監査（8月9日～9月19日）全運転士
- ・出勤監査（8月、9月、10月）3回
- ・終業監査（8月、9月、10月）3回
- ・街頭監査（4月、7月、9月、12月）4回
- ・運行前（日常）点検監査（6月、11月）2回

③ 確実な車両整備・点検の実施

1ヶ月、3ヶ月、車検整備は年間整備計画、運行前点検は車両運行前に確実に実施しました。

④ 安全に係る機器類の充実

- ・中型ノンステップ車両 1両導入
- ・ドライブレコーダー 1両導入

⑤ 各種会議他

- ・事故防止委員会の実施（毎月1回）
- ・助役会議の実施（8月1日、11月22日、3月27日）
- ・静鉄グループ運輸安全マネジメント委員会への出席（7月31日）
- ・静鉄グループ合同事故防止対策会議への参加（5月10日）
- ・掛川市交通安全対策協議会（9月4日、1月17日、3月27日）
- ・交通安全協会掛川支部会議（5月26日、6月26日、8月29日、11月29日、3月22日）
- ・運輸安全マネジメント研修会（NASVA・国土交通省）（5月23日、7月4日、7月27日）

- ・ 県バス協会事故防止委員会（4回）
- ・ バスの乗り方教室の開催 7校実施（6月、10月、11月）

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

（単位：千円）

主な項目	金額
中型ノンステップバス購入（1両）	7, 169
アルコール検知器保守更新	98
ドライブレコーダー導入（1両）	199
運転基準図更新作成	500
旅客自動車ドライバー安全運転研修	100
運転記録証明書取得	16
脳ドック検診	336
合 計	8, 418

8. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

全社員に対して「運輸安全マネジメント」の周知徹底を図るため、次のような教育および研修を行ないました。

- ① 個人面接指導の実施
 - ・ 前年度の振り返り(個人別事故防止取組報告)
 - ・ 個人別年間事故防止目標と取組について
 - ・ 社内統一年間事故防止目標について
 - ・ 健康管理・飲酒運転根絶について
 - ・ ドライブレコーダー映像（事故事例）による事故防止
 - ・ その他事故防止指導（他社事故事例等）
- ② 終業点呼時
 - ・ 運転操作・健康状態・接客案内等の自己申告による一日の振り返りを実施
- ③ 適性診断の実施
 - ・ 一般診断3年に1度、適齢診断2年に1度の受診をし、診断結果から運行管理者によるカウンセリングを実施
- ④ 運転記録証明書の取得（年1回、8月）
 - ・ 安全意識の高揚に役立てるために実施。
- ⑤ 運営委員会（事故防止委員会）の開催（毎月）
- ⑥ 助役会議の開催（年3回）

- ⑦ 交通安全運動への参加（年間4回）
- ⑧ 運行管理者一般講習への参加
- ⑨ 防災訓練の実施（9/1, 3/14）併せて、発煙筒、消火器、非常口扉、緊急事態発生ボタンの取扱訓練実施
 - ・車両を災害本部に設定しての訓練実施（インバーター取り付訓練）
- ⑩ 外部研修会への参加
- ⑪ 乗務員手帳の確認と管理者の押印
- ⑫ 紙上研修の実施（1月）全運転士
 - ・会社方針、重点施策、運輸安全マネジメント、その他の理解度を高めるために実施。
- ⑬ 脳ドック検診検査実施（12月、1月）
- ⑭ 救急救命講習への運転士4名参加（9月）

9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査を2018年2月に実施し、その結果及びそれを踏まえた措置内容は次のとおりであります。

（重点監査項目）

点呼簿の記載方法や保存方法の適合性

（評価事項）

- ① 経営トップ及び安全統括責任者へのヒアリングを通じ情報の共有体制やコミュニケーションがうまく取れている。アルコール検知器横に画像にて車両情報、道路情報、気象情報等の掲出により安全へのコミットメントの意思が明確にしている。
- ② 車両の前照灯のLED化、側方ミラー、全車ドラレコ装備等ハード面においても安全対策に取り組んでいる。

（指摘事項）

ヒアリングや書類を通じ、点呼簿の記載方法及び運用が確立されている点（二人乗務の際の点呼簿上のチェック方法）が確認できました。但しその運用上において、確認チェックのレ点が必要などところにも付記されていた。正しい「自動車乗務員点呼簿」の作成を求める。

（措置内容）

見習運転士の教育期間中の点呼時の確認・チェックに関し、その行為を実施した者（指導員か見習運転士）に対してレ点を付記していた。教習中の点呼は、指導員と見習運転士は共に点呼を受けており、確認事項は両者に対して実施していることから、両者の確認項目にレ点を付記する。確認項目毎に定義し、確認の目的を明確にし、点呼執行者に周知することで厳正な点呼の実施と誤解を生じない点呼簿の作成を実現させる。

10. 事故、災害等に関する報告連絡体制

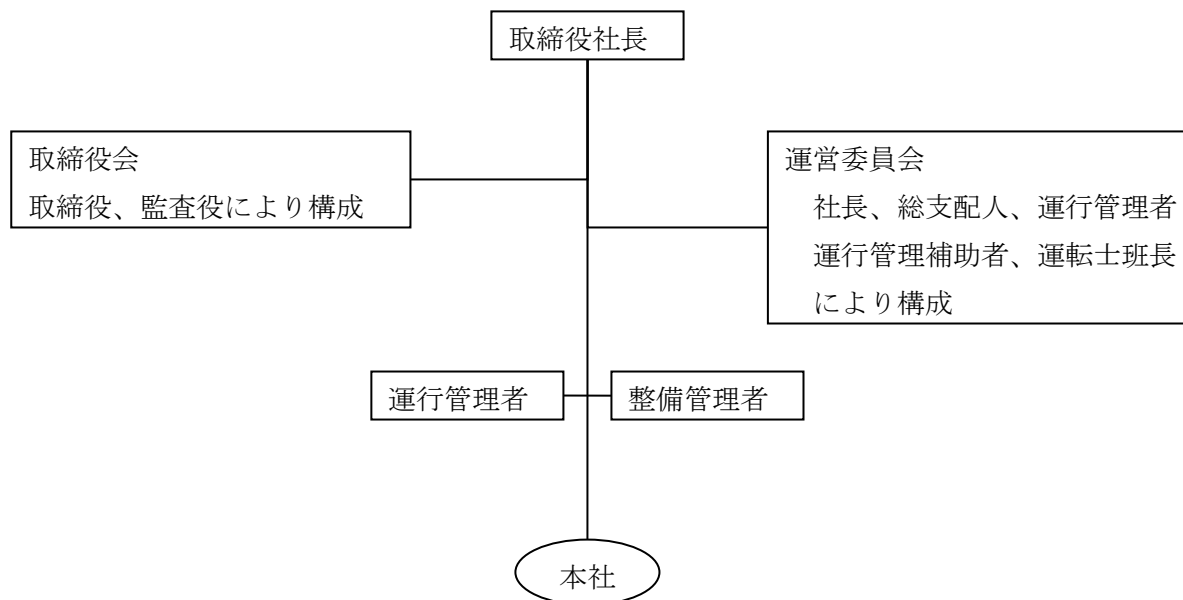
(別紙2)『事故、災害等に関する報告連絡体制』参照

11. 安全統括管理者、安全管理規程

- ① 安全統括管理者：取締役社長 勝山和彦
- ② 安全管理規程：(別紙3)『安全管理規程』参照

(別紙1)

『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』

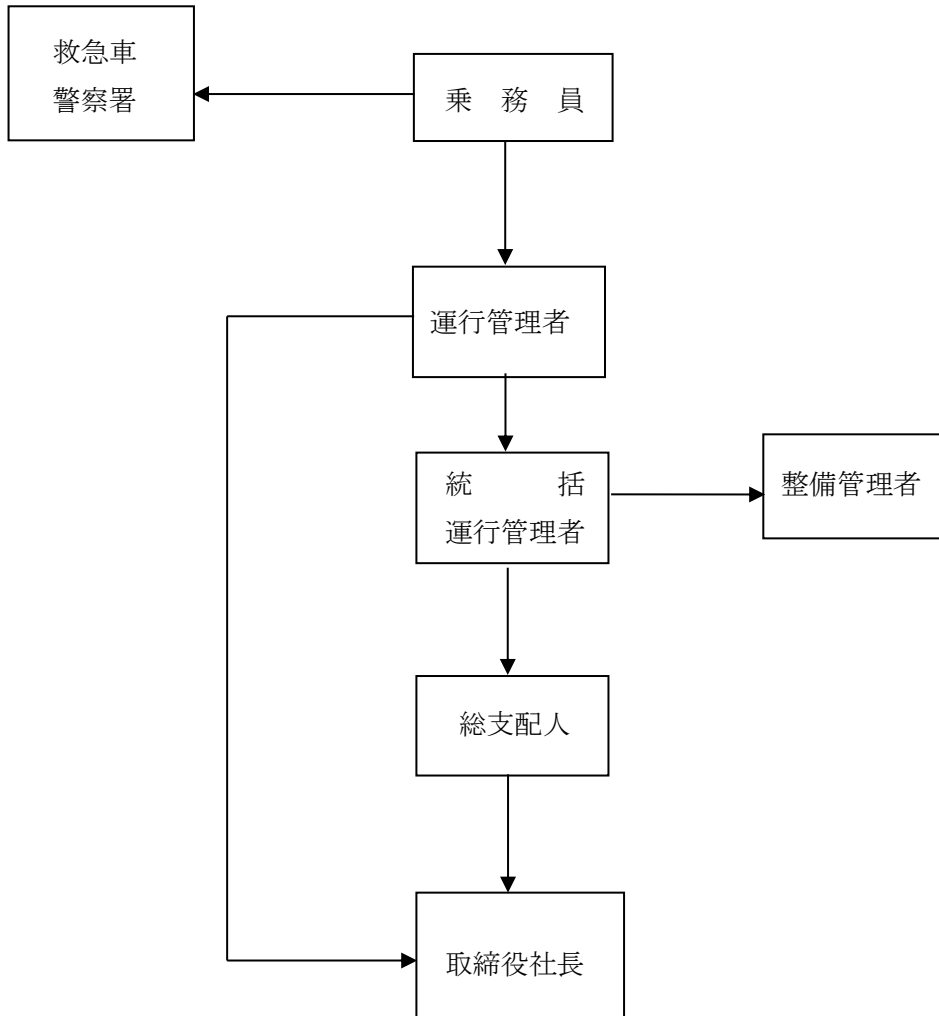


内部監査
担当者の計画に基づく監査の実施

※運転士員及び社員教育は、社長、支配人及び業務課長が担当
※乗務員以外への教育は、社長および支配人が担当

(別紙2)

『事故、災害等に関する報告連絡体制』



(別紙3)『安全管理規程』

安 全 管 理 規 程

制定 平成 18 年 11 月 15 日

一部改定 平成 22 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、掛川バスサービス株式会社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという認識を徹底させる。

- 2 輸送安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善、(Plan Do Check Action)を確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、安全性に関する情報については、積極的に公表する。

(安全を確保するための重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保は会社における最重要事項であるという認識を徹底し、関係法令および本規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全確保に関する具体的な目標を定め、それを達成するための具体的な計画を策定し、的確に実行すること。
- ④ 計画が的確に実施されているか、適時適切に内部監査を行い、是正措置または予防措置を講じること。
- ⑤ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- ⑥ 輸送の安全に関する教育および訓練の具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、次に定める目標を策定する。

- ① 会社全体の年間目標
- ② 会社全体の月間目標

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全の確保をするために必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者がその職務を適正に行うための予算の確保、体制の構築等に必要な措置を講ずる。
- 3 社長はじめ取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長はじめ取締役は、輸送の安全確保をするために業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ① 安全統括管理者
 - ② 運行管理者
 - ③ 整備管理者
 - ④ その他必要な責任者
- 2 支配人、整備管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し営業所及び乗務員に指導監督を行う。
 - 3 安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別に定める組織図による。なお、安全統括管理者が病気を理由に不在である場合における指揮命令系統については、社長又は係長が代行する。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

- ② 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 第3条の輸送の安全に関する方針、第4条の輸送の安全に関する重点施策、第5条の輸送の安全に関する目標および第6条の輸送の安全に関する計画を実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長はじめ取締役等に報告すること。
- ⑥ 社長はじめ取締役等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、統括管理すること。
- ⑧ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨ 輸送の安全を確保するために、必要な教育または研修を行うこと。
- ⑩ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 第3条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、第5条の輸送の安全に関する目標を達成すべく、第6条の輸送の安全に関する計画に従い、第4条の輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長・支配人・運行管理者が運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直に関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定める。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長はじめ社内の必要な部所に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規程（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

- 第14条 第5条の安全目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長はじめ取締役等に報告するとともに、輸送の安全の確保のため必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全確保のための業務の改善)

- 第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告もしくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第17条 輸送の安全に関する項目を次のとおり、毎年度、外部に対し公表する。
- ①輸送の安全に関する基本的な方針
 - ②輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
 - ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
(総件数および類型別の事故件数)

- ④輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤輸送の安全に関する重点施策
- ⑥輸送の安全に関する計画
- ⑦輸送の安全に関する予算等の実績額
- ⑧事故、災害等に関する報告連絡体制
- ⑨安全統括管理者、安全管理規程
- ⑩輸送の安全に関する教育および研修の計画
- ⑪輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全の確保に関する記録の管理等)

第 18 条 本規則は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長はじめ取締役等に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める

第 19 条 本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】 (0537) 24-7331

2017年度 運輸安全報告書

掛川バスサービス株式会社

〒436-0074

掛川市葛川字山崎452-1

<http://www.kakegawabus.co.jp/>

2018年6月発行